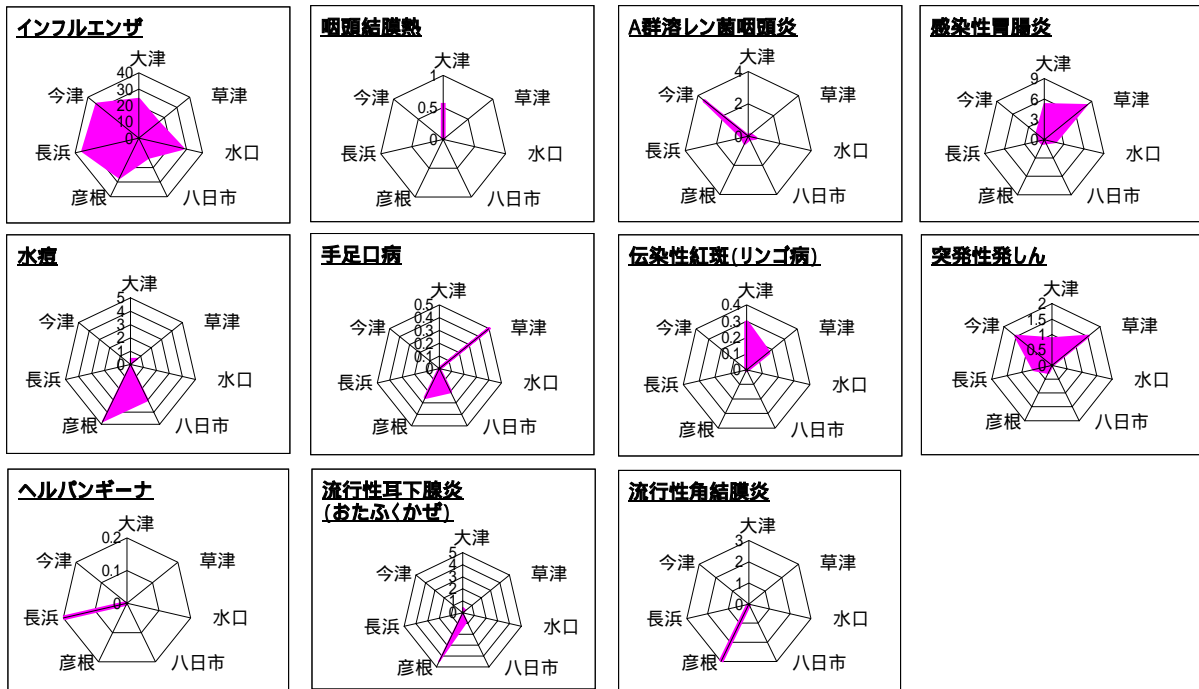


(2)疾病別・保健所管内別発生状況(第12週、3/21～3/27)

疾患名	定点当たり患者数(県・保健所管内別)							
	県	大津	草津	水口	八日市	彦根	長浜	今津
インフルエンザ	23.02	23.82	15.30	27.57	13.13	26.57	35.20	33.00
RSウイルス感染症	0	0	0	0	0	0	0	0
咽頭結膜熱	0.12	0.57	0	0	0	0	0	0
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	0.45	0	0.17	0.50	0.20	0.50	0.40	3.50
感染性胃腸炎	3.21	5.29	8.17	1.75	0.60	0.75	0.80	1.50
水痘	1.24	0.43	0.67	0	3.00	4.75	0	0
手足口病	0.15	0	0.50	0	0.20	0.25	0	0
伝染性紅斑(リンゴ病)	0.09	0.29	0.17	0	0	0	0	0
突発性発しん	0.67	0.86	1.50	0	0	0.25	0.60	1.50
百日咳	0	0	0	0	0	0	0	0
風しん(三日はしか)	0	0	0	0	0	0	0	0
ヘルパンギーナ	0.03	0	0	0	0	0	0.20	0
麻疹(成人麻疹を除く)	0	0	0	0	0	0	0	0
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	0.82	0.43	0.33	0	0.80	4.50	0	0
急性出血性結膜炎	0	0	0	0	0	0	0	0
流行性角結膜炎	0.43	0	0	0	0	3.00	0	0
細菌性髄膜炎	0	0	0	0	0	0	0	0
無菌性髄膜炎	0	0	0	0	0	0	0	0
マイコプラズマ肺炎	0	0	0	0	0	0	0	0
クラミジア肺炎(オウム病を除く)	0	0	0	0	0	0	0	0
成人麻疹	0	0	0	0	0	0	0	0

疾患別・保健所管内別発生状況(定点当たり患者数)



今週の発生状況：

保健所管内別の定点当たり患者数は上記のグラフのとおりです。インフルエンザの県内における発生状況は各保健所管内とも減少傾向となっています。手足口病については草津、八日市および彦根からの報告が増加しています。ヘルパンギーナについては長浜から報告されています。また、流行性角結膜炎については彦根からの報告が多くなっています。

- 全数報告感染症 -

滋賀県内の医療機関において、医師が感染症法で定められている一～四類および五類感染症に該当する患者を診断したとき医師は保健所に届出ることになっています。届出により、滋賀県内で発生している感染症法で定められた一～四類および五類感染症を把握することができます。これを全数報告の感染症といえます。

* 感染症法：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

- 定点当たり患者数 -

感染症発生動向調査事業に係る報告のために、滋賀県が指定した「指定届出機関」を定点医療機関(定点)といい、一週間を単位として一カ所の定点から何人の患者が報告されているかを示したものです(患者報告数/定点医療機関数)。

例えば、一つの疾患(インフルエンザ等)について、一週間に53カ所の定点から総数53人の報告があれば、定点当たり患者数は1.00となります。

* 疾患により定点数は異なります。

3) 今週のトピックス

インフルエンザの発生は収束に向かう

定点把握の対象となる5類感染症の発生状況は、先週(3月14日～3月20日)の報告数より少なくなっており、インフルエンザについては流行のピークを過ぎ収束に向かっていきます。また、先週、一旦増加を示した感染性胃腸炎および水痘は減少していますが、A群溶レン菌咽頭炎、手足口病、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、流行性角結膜炎等はやや増加しています(詳細については、疾病別定点当たり患者数のグラフを参照)。

インフルエンザについては、先週の定点当たり患者数28.06よりさらに減少し23.02となっていますが、県内全ての保健所管内に「感染症の流行の警報・注意報システム(注)」による**流行発生警報**が出されています。流行発生警報は定点当たり患者数が30人以上となった時に出されますが、一度警報が出されると定点当たり患者数が10人以下になるまで継続して出されます。各保健所管内の定点当たり患者数は大津が23.82、草津が15.30、水口が27.57、八日市が13.13、彦根が26.57、長浜が35.20および今津が33.00となっています。

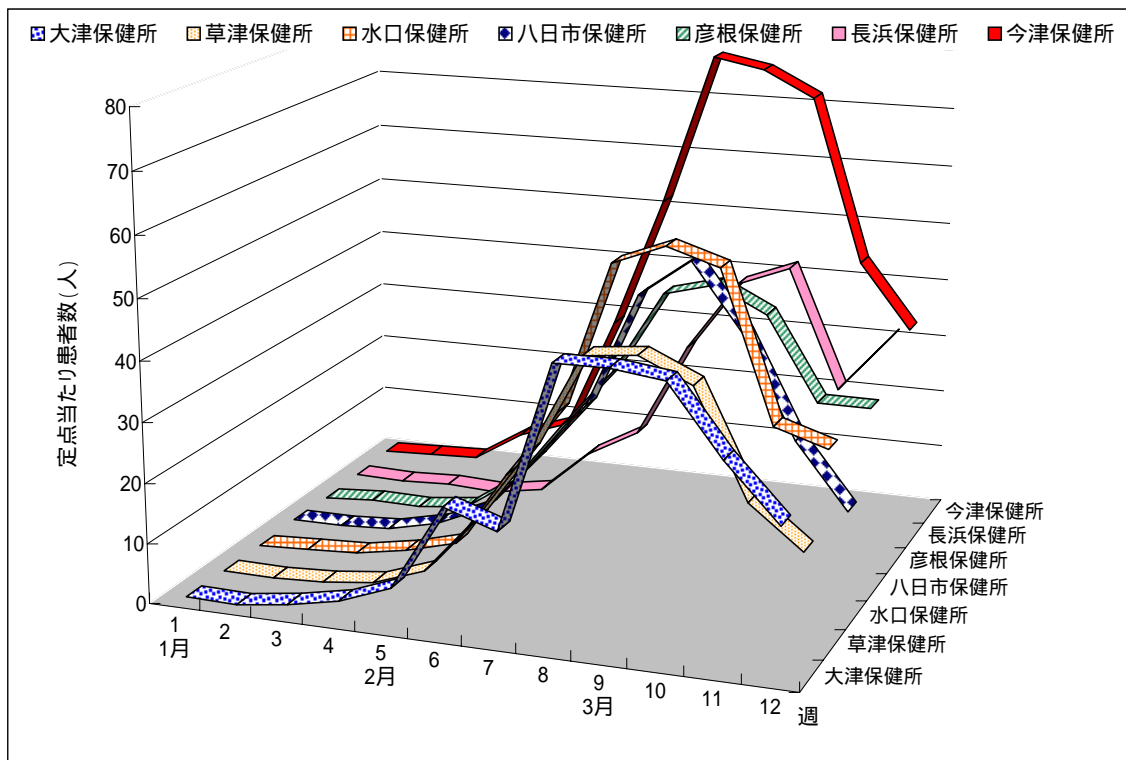
* 詳細については警報・注意報発生システムとは(国立感染症研究所感染症情報センター)参照
<http://idsc.nih.gov/jp/disease/influenza/inf-ho/guide04.html>

A群溶レン菌咽頭炎については、先週の定点当たり患者数0.36よりやや増加し0.45となっていますが、今津保健所管内においては3.50と非常に多くなっています。

水痘については、先週の定点当たり患者数1.64よりやや減少し1.24となっていますが、八日市および彦根保健所管内においては多くなっています。定点当たり患者数はそれぞれ、3.00、4.75となっています。

流行性耳下腺炎については、先週の定点当たり患者数0.61よりやや増加し0.82となっています。特に彦根保健所管内における定点当たり患者数は先週の1.50から4.50と急増していますので、今後の発生動向に注意する必要があります。

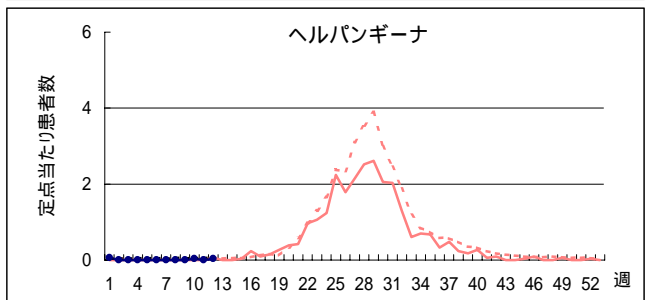
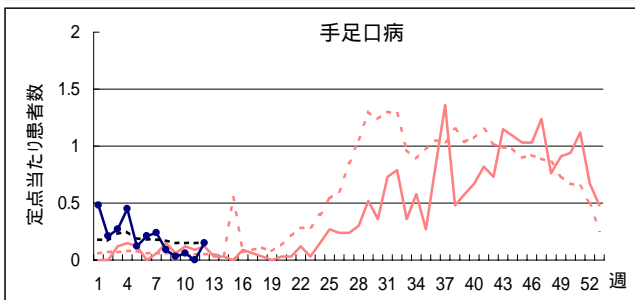
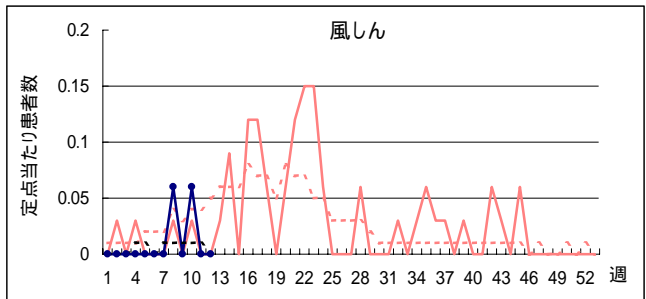
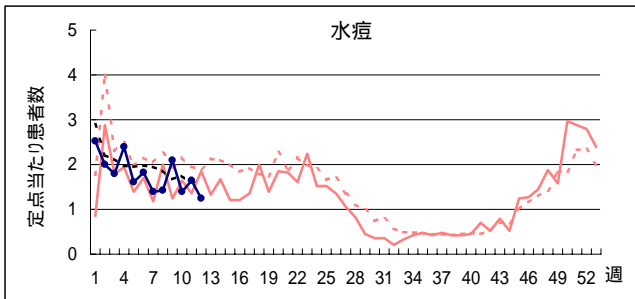
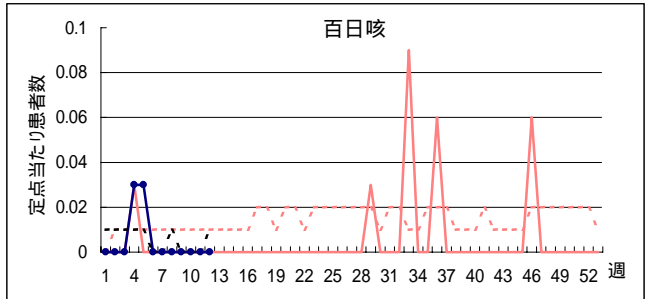
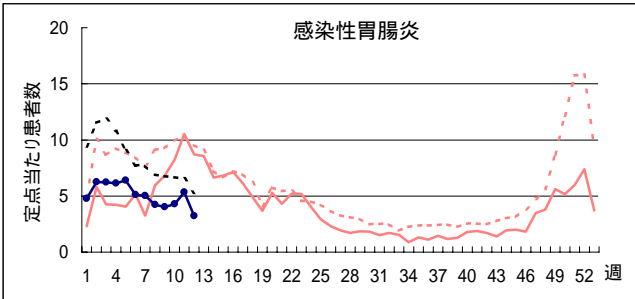
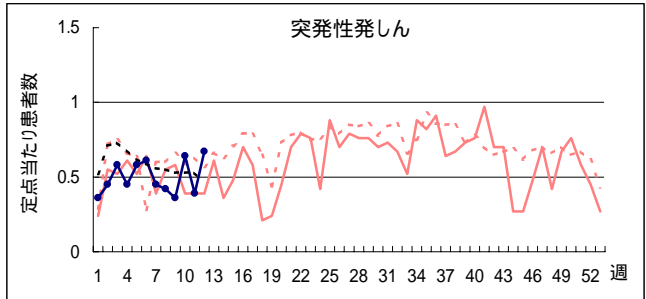
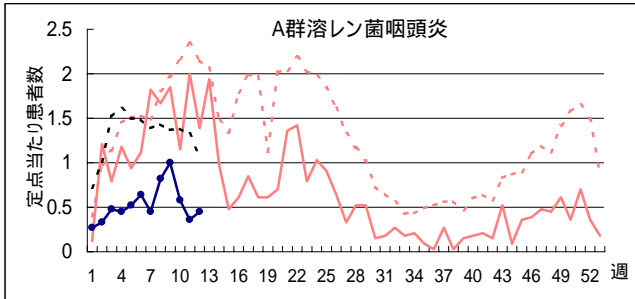
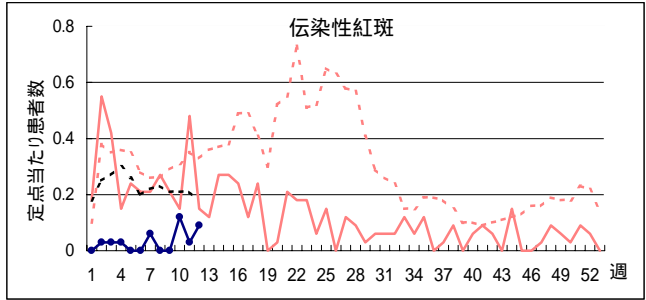
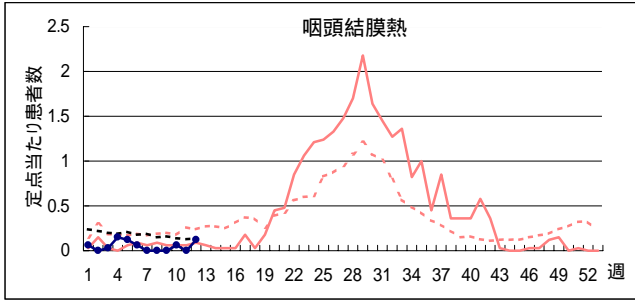
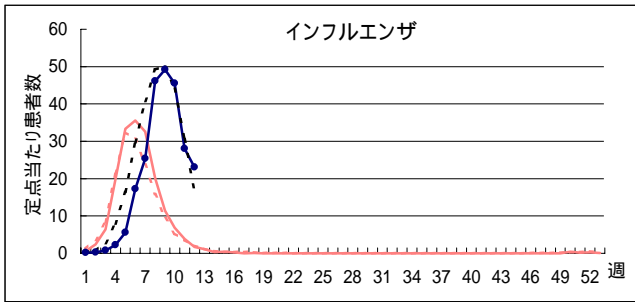
インフルエンザの保健所管内別発生状況(平成17年第1～12週、H17.1.3～H17.3.27)



第1～12週における発生状況についてみると、第6週から増加し始め第8週にはすべての保健所管内の定点当たり患者数が30.00以上となりました。その後、第9週には県全体の定点当たり患者数は49.16となり第12週には23.02に減少していますが、今津および長浜保健所管内においては多い状態が続いています。

全国集計などの詳細な集計結果は、**国立感染症研究所感染症情報センターのホームページ**
(<http://idsc.nih.gov.jp/index-j.html>)において公表されています。

疾病別定点当たり患者数(平成17年第1週～第12週、H17.1.3～H17.3.27)



疾病別定点当たり患者数(平成17年第1週～第12週、H17.1.3～H17.3.27)

H16 { 滋賀 ———— 全国 }
 H17 { 滋賀 ●——● 全国 }

